

平成 26 年度 第 4 回豊能町教育委員会会議（7 月定例会）会議録

日 時：平成 26 年 7 月 30 日（水） 午前 9 時 30 分～午後 0 時 26 分

場 所：豊能町役場（2 階）大会議室

出席者：教育委員 太田 佳子委員長 古谷 治委員長職務代理 川村 新委員
岸本 恵子委員 石塚 謙二教育長
事務局 今中教育次長 塩山教育総務課長 板倉教育支援課長
船曳生涯学習課長 川西教育支援課子ども支援室長
入江教育総務課課長補佐

会議次第

1. 議長（委員長）あいさつ

2. 議 事

- ・ 第 7 号議案 平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について
- ・ 第 8 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
- ・ 第 9 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 第 10 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 第 11 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 第 12 号議案 平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について
- ・ 第 13 号議案 豊能町図書館協議会委員の委嘱について平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について

3. 協議事項

- ・ 今後の学校配置等に関することについて

4. 報告事項

- ・ 平成 27 年度使用中学校教科用図書の採択について

開会 午前9時30分

1. 議長（委員長職務代理）あいさつ

議長：ただいまの出席委員は5名です。過半数に達していますので、ただいまから7月度の定例会を開会いたします。会議録署名人を古谷治委員にお願いいたします。
本日は、第7号議案「平成26年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」他の6議案を議題といたします。

2. 議事

・第7号議案 平成26年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について

議長：第7号議案は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱いますので、豊能町教育委員会会議規則第5条の規定により秘密会として審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（委員：全員異議なし）

議長：全員異議なしと認めますので、本日の議案は、秘密会といたします。

議長：それでは、第7号議案「平成26年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」の提案理由を求めます。

事務局：（第7号議案について、議案書「平成26年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」に基づき説明）

（質疑応答）

議長：質疑を終結いたします。

第7号議案「平成26年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」

1件については、再度状況を把握行い継続審議、他の認定については全員賛成で可決しました。

議長：第7号議案が終了いたしましたので、秘密会を解きます。

議長：次に、第8号議案「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について」提案理由の説明を求めます。

事務局：（第8号議案について、議案書「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について」に基づき説明）

議長：ただいまの提案に対する質疑を求めます。

委員：調書の中で、生涯学習課の青少年健全育成の項目で、残された課題として、「子ども対象参

加者の2極化」とあるが、説明を求める。

事務局：子ども講座に限らず、参加される方は限られている。参加しない方は全く参加しないという状況の中で、広く参加していただけるよう、テーマを絞って実施したい。今年の夏休みの講座は「不思議」をテーマにして、新たな参加者にも来ていただき、2極化の改善に努めたい。

委員：毎年策定している教育基本指針で、学校園の重点目標が掲げられている。その指針に基づいて教育行政を行い、どう実現されたのかを点検・評価するものではないかと思っている。

教育長：平成26年度の教育指針をつくるにあたり、新たな観点や今日的な課題など、これまでの指針とは違う観点から策定している。次の点検・評価では、ご指摘の点を踏まえ対応していきたい。

委員：学校だよりの地域への配布については、学校への理解・協力を広めていくうえで、自治会だけでなく、機会があれば自治会以外の世帯にも配布するように努めてほしい。

委員：図書館の登録者一人当たりの貸出冊数については、登録者数が過去に登録されていた方、全て積み上げた人数を用いているが、既に本町にいない方も含まれていると思われる、わかりにくい。

委員：図書館の今後の取り組みとして「人と人をつなぐ図書館」とは、具体的に説明してほしい。

事務局：図書館の広域利用も始まり、町外の方との交流、図書館の講座での交流などを通じて、人と人をつなぐ取り組みをしていく。

議長：質疑を終結いたします。

採決を行います。ただいま提案のありました第8号議案「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について」賛成の方の挙手を求めます。

議長：挙手全員であります。よって、第8号議案は可決されました。

議長：次に、第9号議案「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」提案理由の説明を求めます。

事務局：(第9号議案について、議案書「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」に基づき説明)

議長：ただいまの提案に対する質疑を求めます。

委員：この条例は、国が示した基準に従って、作成しているのは理解できるが、今、豊能町が実施している放課後児童健全育成事業から何か変更する点があるのか。

事務局：受け入れする対象学年は、現在、小学校1年生から3年生までを対象としているが、国が示す基準では、小学校6年生までを対象としているため、その方向で検討している。また、施設の子ども一人当たりの必要面積、開所日数、開所時間については、現状で国の基準にどおり運営が可能と見込んでいる。

委員：施設の定員が40名以下と規定されているが、現状の施設で対応は可能か。

事務局：現在では、2年生、3年生になると育成室を退出する傾向がある。小学校6年生まで拡大したとしても、入室してくる子どもは少ないと思われ、現状の施設で運営が可能と見込んでいる。

委員：今回の条例の作成するにあたり、何か国が準則を示しているのか。

事務局：今年4月末に厚生労働省令が当該条例に関する基準を示している。その後、国の基準を参考にして、大阪府が府内市町村向けに、条例の雛型を作成し、本町は大阪府が示した条例を参考に、本町の実情に合わない部分を除いて、国基準どおり作成している。

委員：条例第4条で、町長は、放課後健全育成事業者に対し、基準の向上に関する勧告ができると規定している。放課後健全育成事業者は町であるので、町長が放課後健全育成事業者である町長に対し勧告するのか。

事務局：子ども・子育て支援法の関係した児童福祉法の改正で、国、都道府県、市町村以外の者は、市町村長に届けてで、放課後健全育成事業者を行うことができると規定している。つまり、放課後健全育成事業者は、市町村以外（民間事業者等）の者も想定した規定となっている。

議長：質疑を終結いたします。

採決を行います。ただいま提案のありました第9号議案 「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」賛成の方の挙手を求めます。

議長：挙手全員であります。よって、第9号議案は可決されました。

議長：次に、第10号議案 「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」提案理由の説明を求めます。

事務局：(第10号議案について、議案書「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」に基づき説明)

議長：ただいまの提案に対する質疑を求めます。

委員：利用者負担金の設定の検討状況について説明を求めます。

事務局：国が示している公定価格の確定するのを踏まえ、利用者負担金の見直しを検討する。
また、本町が実施している第2子以降無料についても、国基準を参考に見直しを検討していきたい。

委員：この条例の施行により、現在、本町の施設で実施している事業で変更が必要となる事項はあるのか。

事務局：本町の施設の運営基準は、今回国が示している基準とほとんど変わらない。幼稚園使用料については、現在本町は一律の金額だが、新制度では所得に応じて変わることになる。保育所

(認定こども園の保育所部含)の入所手続については、事前に本町へ保育認定の申込みが必要となる。認定は3歳以上の2号認定と3歳未満の3号認定に分かれ、本町が保育認定した後、希望する施設へ申し込むことになり、保護者の手続きが2回必要となる。

委員：保護者の就労状況が変われば、再度認定するのか。

事務局：現在、保育所関係では保護者の就労状況が変われば、届出が必要となっている。新制度の手続きでも、同様の届出が必要と思われる。

委員：第13条第3項では、保育・教育の質の向上のため、保育費用基準額を超えて保育料を徴収できるとあるが、どのような場合があるのか。

事務局：例えば、私立の幼稚園や保育所などの施設では、特別に水泳など体育指導とかの特別の教育・保育を受けた場合などが想定される。

議長：質疑を終結いたします。

採決を行います。ただいま提案のありました第10号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」賛成の方の挙手を求めます。

議長：挙手全員であります。よって、第10号議案は可決されました。

議長：次に、第11号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」提案理由の説明を求めます。

事務局：(第11号議案について、議案書「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき説明)

議長：ただいまの提案に対する質疑を求めます。

委員：家庭的保育事業では、職員1人で3人までの配置だが、1人で安全が確保できるのか心配だ。

事務局：本町は家庭的保育事業者に対する指導監督責任があるので、定期的な監査・指導などを行っていきたい。

委員：本条例以外に規則や要綱等も可能なのか。

事務局：必要に応じて、策定する場合もある。大阪府に対し、事務の統一化を踏まえ、条例以外の細かい規定の雛型も市町村に示してほしい旨の要望もあると思われる。

議長：質疑を終結いたします。

採決を行います。ただいま提案のありました第11号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」賛成の方の挙手を求めます。

議長：挙手全員であります。よって、第11号議案は可決されました。

議 長：次に、第 12 号議案 「平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について」提案理由の説明を求めます。

事務局：(第 12 号議案について、議案書「平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について」に基づき説明)

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求めます。

委 員：一定の選定手順を適正に行ったうえでの答申であり、尊重する。

委 員：現場の先生が使いやすい図書を選定していただいていると思われるので、答申を尊重する。

議 長：質疑を終結いたします。
採決を行います。ただいま提案のありました第 12 号議案「平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について」賛成の方の挙手を求めます。

議 長：挙手全員であります。よって、第 12 号議案は可決されました。

議 長：次に、第 13 号議案 「豊能町図書館協議会委員の委嘱について」提案理由の説明を求めます。

事務局：(第 13 号議案について、議案書「豊能町図書館協議会委員の委嘱について」に基づき説明)

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求めます。

委 員：年間の開催回数や審議内容について。

事務局：年 3 回程度想定している。内容については、図書館における指定管理者制度について、府県をまたぐ広域利用について、ご議論をお願いしたいと考えている。

議 長：質疑を終結いたします。
採決を行います。ただいま提案のありました第 13 号議案「豊能町図書館協議会委員の委嘱について」賛成の方の挙手を求めます。

議 長：挙手全員であります。よって、第 13 号議案は可決されました。

議 長：以上で審議事項を終了いたします。

3. 協議事項

議 長：次に「協議事項」の「今後の学校配置等に関すること」について、事務局の説明を求めます。

事務局：本日は、議案審議で相当の時間が経過しているので、今回は、資料説明のみ行い、次回に協議することをお願いしたい。

議 長：各委員よろしいでしょうか。

各委員：委員全員異議なし

議 長：では、事務局の申し出どおりとします。

事務局：（「今後の学校配置等に関する事」について資料説明）

議 長：協議事項については、本日は以上で終わります。

4. 報告事項

報告事項 1：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について

報告事項 2：平成 27 年度使用中学校教科用図書採択について

報告事項 3：平成 27 年度の管理職研修について

報告事項 4：学校園の運動会の日程と参加の依頼について

報告事項 5：第 7 回箕面新町妙見山岳マラソンについて（平成 27 年 3 月 8 日開催予定）

議 長：以上で、本日の案件は全て終了しました。教育委員会会議を閉会いたします。
8 月度は教育委員会会議は緊急案件があれば開催いたします。

○9 月度の教育委員会会議について

*9 月 25 日（水）午前 9 時 30 分開催予定

○10 月度の教育委員会会議について

*10 月 29 日（水）午前 9 時 30 分開催予定

閉会 午後 0 時 26 分

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する

平成 26 年 8 月 29 日 署名

豊能町教育委員会
委 員 長

太田佳子

会議録署名人

吉谷 治